

定期報告の対象建築物早見表(H28.6 改正)

【根拠:各務原市建築基準法施行細則第12条】

市細則 の表中 の番号	定期報告指定建築物※1		報告年度					
	対象用途	規模等	R5	R6	R7	R8	R9	R10
1	劇場 映画館 演芸場	① 当該用途(100㎡超の部分)が3階以上の階にある場合 ② 当該用途の床面積(客席部分)が200㎡以上の場合 ③ 主階が1階にない場合 ④ 当該用途(100㎡超の部分)が地階にある場合		●				●
1	観覧場(屋外観覧場を除く。) 公会堂 集会場	① 当該用途(100㎡超の部分)が3階以上の階にある場合 ② 当該用途の床面積(客席部分)が200㎡以上の場合 ③ 当該用途(100㎡超の部分)が地階にある場合		●				●
2・8	病院、診療所 (患者の収容施設があるものに限る。) 就寝用福祉施設等※0	① 当該用途(100㎡超の部分)が3階以上の階にある場合 ② 2階にある当該用途の床面積が300㎡以上の場合※4 ③ 当該用途(100㎡超の部分)が地階にある場合			●			●
3	旅館 ホテル	① 当該用途(100㎡超の部分)が3階以上の階にある場合 ② 2階にある当該用途の床面積が300㎡以上の場合 ③ 当該用途(100㎡超の部分)が地階にある場合	●			●		
4	体育館 博物館 美術館 図書館 ボーリング場 スキー場 スケート場 水泳場 スポーツ練習場 (学校に附属するものを除く。)	① 当該用途(100㎡超の部分)が3階以上の階にある場合 ② 当該用途の床面積が2,000㎡以上の場合	●			●		
5	百貨店 マーケット 展示場 物品販売業を営む店舗	① 当該用途(100㎡超の部分)が3階以上の階にある場合 ② 2階にある当該用途の床面積が500㎡以上の場合 ③ 当該用途の床面積が3,000㎡以上の場合 ④ 当該用途(100㎡超の部分)が地階にある場合			●			●
6	キャバレー カフェ ナイトクラブ バー ダンスホール 遊技場 公衆浴場 待合 料理店 飲食店	① 当該用途(100㎡超の部分)が3階以上の階にある場合 ② 当該用途の床面積が3,000㎡以上の場合 ③ 当該用途(100㎡超の部分)が地階にある場合		●				●
7	事務所その他これに類する用途 (専ら自己の用に供する建築物を除く。)*5	当該用途の床面積の合計が1,000㎡を超え、かつ、階数が5以上の場合	●				●	

※0 就寝用福祉施設等

- ・共同住宅(サービス付き高齢者向け住宅に限る。)及び寄宿舎(サービス付き高齢者向け住宅、認知症高齢者グループホーム又は障害者グループホームに限る。)
- ・助産施設、乳児院、障害児入所施設
- ・助産所
- ・盲導犬訓練施設
- ・救護施設、更生施設
- ・老人短期入所施設(小規模多機能型居宅介護の事業所、看護小規模多機能型居宅介護の事業所を含む。)その他これに類するもの※2
- ・養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム
- ・母子保健施設
- ・障害者支援施設、福祉ホーム、障害福祉サービス(自立訓練又は就労移行支援を行う事業に限る。)を行う事業所※3

※1 避難階以外の階を次に掲げる用途に供するもの。

※2 宿泊サービスを提供する老人デイサービスセンターは、「その他これらに類するもの」に該当する。

※3 利用者の就寝の用に供するものに限る。

※4 病院、有床診療所については、2階の部分に患者の収容施設がある場合に限る。

※5 不特定の者が使用する事務所、貸し事務所(一部使用を含む)を対象とする。